

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	ながのけん とよおかむら	ふりがな	とよおかちくかつせいかけいかく
計画主体名	長野県 豊丘村	活性化計画名	豊丘地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度 令和 7 年度 ～ 令和 7 年度	総事業費（交付金）	290,979 千円（ 80,775 千円）
活性化計画目標	週末を中心とした、都市住民の滞在による一定の継続性のある農作業を通じた新たな形態の都市農村交流の推進による都市部との交流人口の増加 ・滞在者数及び宿泊者数の増加 1,472 人（3 年平均）	事業活用活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進 【評価指標】 ・滞在者数及び宿泊者数の増加 1,472 人（3 年平均） ・地域産物の販売額の増加 56,420 千円（3 年平均） ・クラインガルテン付近の収穫体験農場を活用した農業体験プラン参加者数の増加数 90 人／年（3 年平均）
計画主体 確認の日付	令和 7 年 1 月 8 日	農林水産省 確認の日付	令和 7 年 1 月 15 日

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	活性化計画の目標は、滞在型市民農園の整備に係る週末を中心とした都市住民の滞在による一定の継続性のある農作業を通じた新たな形態の都市農村交流の推進による都市部との交流人口の増加であり、同法及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合して

				いる。なお、活性化目標の設定根拠は事業実施計画に記載のとおり。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	事業活用活性化計画目標「農観連携・グリーンツーリズムの促進」は実施要領「別紙1」から選択されている。また、【第1評価指標】滞在者数及び宿泊者数の増加、【第2評価指標】地域産物の販売額の増加、【第3評価指標】クラインガルテン付近の収穫体験農場を活用した農業体験プラン参加者数の増加のうち、【第1・2評価指標】は実施要領「別紙1」の「交流対策事業」の区分から選択されており、【第3評価指標】も交流人口の増加を測定する指標となっている。また、事業活用活性化計画目標「農観連携・グリーンツーリズムの促進」に対して実施する事業メニュー「農林漁業・農山漁村体験施設」は、「交流対策事業」区分で実施可能なものである。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標、事業活用活性化計画目標、評価指標（前項目のとおり）及び事業メニュー「農林漁業・農山漁村体験施設」は全て「交流対策」を図るもので統一されており、整合がとれている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	当地区では、平成28年度～令和2年度を計画期間とした活性化計画を実施したが、令和4年度に事業活用活性化目標を達成しており、実施中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	豊丘村の10ヵ年の総合計画「第6次豊丘村総合振興計画」（令和5年度～14年度）の基本構想の1つに「交流人口・関係人口の拡大」が位置づけられており、市町村総合計画との連携・調和が図られている。【資料1：第6次豊丘村総合振興計画（抜粋）】
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	平成28年から滞在型市民農園を整備する勝負平団地内の全ての農地所有者、農地耕作者、地元区代表、地元農業委員、JA理事、土地改良区理事を対象に、人・農地プラン及び地域計画策定のた

				めの懇談会を行っているが、その際に当事業について説明を行い、団地内の合意形成を図った（計7回開催）。懇談会には、団地内の農地所有者延べ111名が参加した。またクライנגルテン整備の詳細を検討するための小委員会を組織し、事業の詳細や利用者の受入態勢について2回検討を行い、現在も継続中である。その他、クライングルテンの先進地視察を行い、事業に対する理解を深めた【資料2：活性化計画・事業実施計画の合意形成の状況】
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	団地内懇談会・小委員会等を計11回開催したうち、延べ出席者137名のうち女性の出席者は15名で、割合は10.9%であった【資料2：活性化計画・事業実施計画の合意形成の状況】
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	滞在型市民農園（クライングルテン）の整備内容、開設後の運営体制については、地元の河野区、地元農業委員、勝負平団地の農地所有者・耕作者の各代表で構成されるクライングルテン整備小委員会で検討され、検討内容は各組織にフィードバックされ随時共有・協議されている。この小委員会が母体となり、令和7年度末までに受入・運営組織の設立を目指すこととしており、施設の管理運営はその運営組織に指定管理委託する予定である。また、地元自治会や団地内に水利施設を所有する小渋川土地改良区による支援体制も組まれており、事業の推進体制が確立されている【資料3：事業推進体制】
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	本事業の内容は滞在型市民農園（クライングルテン）の整備であり、都市住民がほぼ毎週末に訪れ一定の継続性のある農作業を通じて地元住民との交流がなされるほか、豊丘村観光協会の農業体験プランへの相乗効果も見込まれることから、「交流対策事業」につながるものである。また、活性化計画の目標である都市農村交流人口の増加、事業活用活性化計画目標である農観連携・グリーンツーリズムの促進とも整合がとれている。

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	活性化計画期間は3年であり、令和7年度末の施設整備完了後、事業効果が発現するまで2年間をみており適切である。事業実施期間は1年であるが、小規模な施設の建築であり、設計・工事含め令和7年度末までに工事が完了できる見込みである。 【資料3-2 工程表】
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	本計画区域は都市計画区域外であり、建築予定の簡易宿泊施設は40㎡程度、交流施設は100㎡程度であり、構造は木造であることから、建築確認申請は不要である。市民農園整備促進法に基づく区域指定、開設認定については、令和7年3月～5月にかけて行う予定であり、令和7年6月には長野県より開設認定を受ける予定である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	総事業費：290,979,000円 交付要望額：80,775,000円 交付限度額：交付対象事業費 161,550,000円 ×交付額算定交付率0.5 = 80,775,000円 附帯事務費は要望しない。 【資料4：事業費積算表】【資料4-2：駐車場台数の算定根拠】 【資料4-3：全体計画概要図】 【資料4-5：北エリア計画平面図】
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	計画区域の中に市街地を形成している区域は含まれていない。また、以下のとおり農林地面積割合は80%以上であり、農林漁業従事者割合は5%以上である。 ・農林地面積割合＝（林野面積 6,229ha＋農地面積 599ha）／ 総面積 7,679ha ＝ 88.9% > 80%

				・農林漁業従事者割合＝ 679／3,749 ＝ 18.1％ ＞ 5％ 【資料４－６：活性化区域内土地利用現況図】 【資料４－７：国勢調査・農林業センサスデータ】
--	--	--	--	---

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○	○	建物の実施設計・工事監理業務は知識・経験を有する一級建築士に委託し、十分な安全性及び設計・施工等における検査体制を確保する。
	実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	本事業では㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設を建築するが、建物の構造は木造とし、内装の木質化に取り組む予定である。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に	○	○	左記基準を満たす建築物になるよう、実施設計の際に設計者に指示する。

	基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—	—	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○	○	左記省令により、建物は以下の耐用年数になる。 ・簡易宿泊施設：「木造又は合成樹脂造のもの」の「宿泊所用」に該当：耐用年数22年 ・交流施設：「木造又は合成樹脂造のもの」の「下記以外のもの」に該当：耐用年数24年 ・その他の附帯施設も耐用年数は5年以上となっている。 【資料5：耐用年数根拠資料】
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち地域資源活用価値創出対策）費用対効果算定要領により算定した。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	投資効率＝1.03となる。 【資料6：費用対効果算定資料】
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—	—	該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○	○	事業内容は、別紙「事業メニュー要件の確認」のとおり要件を満たす。また、事業実施主体は市町村であり別表4「事業実施主体」の要件を満たす。 【資料7：事業メニュー要件の確認】
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	○	事業主体は豊丘村であり、個人に対する交付ではない。また、施

				設整備後は村有施設として、当該施設の設置条例を定め目的に沿った活用を図る予定であることから、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			【資料 8 : 利用計画書】
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	簡易宿泊施設の利用者数は、中京圏まで2時間圏という本計画区域の特性を踏まえ、口コミ・SNS等により徐々に宣伝効果が上がることを考慮し、令和8年度の7棟から毎年1棟ずつ増加するよう見込んだ。 交流施設については、利用者と地域住民との交流イベント、隣に整備する収穫体験農場を目的地とする観光協会の収穫体験ツアー参加者による利用の増加を見込み推計した（根拠は次の設問に記載）。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	①簡易宿泊施設 本計画区域の隣の喬木村に滞在型市民農園（クラインガルテン）が10区画あり、簡易宿泊施設の利用状況を確認したところ、コロナ禍以前は空室があったものの、コロナ禍以降はテレワーク等が一般化し満室の状態が続いている。また、本計画区域からやや離れるが、視察を行った長野県上田市の同施設も同様にコロナ禍以降は満室の状態が続いていることを確認した。開設当初の利用状況について管理者である両市村に確認したところ、開設初年度は7割程度で、徐々に利用率が上昇していったということから、開設1年目は10棟中7棟、開設2年目は10棟中8棟、開設3年目は10棟中9棟が利用されると想定した。 ②交流施設 近隣に滞在型市民農園内に整備された類似施設がないため、以下のように推計した。

			開設１年目（令和８年度）は冬季以外（３～１１月）は月８日、冬季（１２～２月）は月３日利用されると想定し８１日／年、開設２年目（令和９年度）は冬季以外が月９日、冬季は月４日と利用されると想定し９３日／年、開設３年目（令和１０年度）は冬季以外が月１０日、冬季は月５日利用されると想定し１０５日／年と見込んだ。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	簡易宿泊施設は、広報宣伝が不十分な開設１年目（令和８年度）は利用率が７割程度で、２年目、３年目にかけ徐々に利用率が増加するよう見込んだ。 交流施設は、月毎の利用日数を、畑作業が少ない冬季（１２～２月）と農繁期の冬季以外（３～１１月）で分けて考えている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	「人・農地プラン」策定に係る懇談会における農地所有者・耕作者等の話し合いの中で、河岸段丘中段で遊休荒廃農地の増加が課題となっている勝負平団地に滞在型市民農園を整備し、農地の再生、都市住民との交流を推進するよう方向性が検討・決定された。施設の規模等は、事業の詳細や運営母体を検討する小委員会で検討され、同様の施設がある長野県喬木村（１０棟）や上田市（９棟）と同規模の１０棟とするよう決定された。また上田市の同施設においては、併設された交流施設（交流棟）が利用者と地域住民との交流に大きな役割を果たしていることを参考にして、交流施設を建設することとした。 また、当滞在型市民農園の隣に整備する収穫体験農場を目的地、道の駅を出発地とする収穫体験メニューを新たに造成するなど、当計画区域内の既存の施設と有機的な連携が図られるよう計画されている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	○	○	利用者募集に係る広報・宣伝は、当計画区域に片道２時間程度で到達できる中京圏を中心に行うほか、中学生の農業体験等を通じ

	記載されているか。			既に交流のある自治体で重点的に行う。 施設の管理運営については、施設所有者である豊丘村から地元住民で設立する受入組織に指定管理委託する方向性が決定し、小委員会で詳細を検討している段階である。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	本事業に対する地元説明会・小委員会には女性が約1割参加している（1-4参照）。また簡易宿泊施設の基本設計の業者選定は設計業者による提案競技（プロポーザル方式）で行ったが、審査員10名のうち3名を女性とし、女性の感性を取り入れるよう努めている。
2-10	事業費積算等は適正か。			【資料4：事業費積算表】 【資料4－3：全体計画概要図】 【資料4－5：北エリア計画平面図】
	過大な積算としていないか。	○	○	簡易宿泊施設の床面積については、長野県内のクラインガルテンの面積を参考に、40㎡として計画した。 建築費については、他市町村の類似施設（直近の長野県上田市）の実績単価を参考に算定している。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	構造は計画している床面積では最も経済的な木造とする。また、屋根・外壁はコストのかからない素材とし、浴室・キッチン等の水回り設備も簡易なものにするなど、必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減に努める。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	附帯施設は、簡易宿泊施設の駐車場（各棟につき1台）、交流施設の駐車場（普通車15台、大型バス2台）、園内道路、水道の給水設備（水道水の乏しい地区であり、安定して水道水を供給するために量水器より宅内側に加圧受水槽の設置が必要）、案内看板であり、全て必要な施設である。 なお、交流施設に大型バス2台の駐車場の整備が必要な理由だが、隣の遊休農地を村単独事業で収穫体験農場に整備するが、

				豊丘村観光協会で催行する収穫体験メニューに観光バス 2 台が一度に入ることが想定されるため、それに対応できるようにするためである。 【資料 4－2：駐車場台数の算定根拠】
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	—	—	備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定場所は、本計画区域の都市農村交流の拠点である道の駅から車で10分程度とやや離れているが、整備予定場所近くまで片側 1 車線の道路が整備されているほか、予定場所付近の道路も県営中山間総合整備事業により十分な幅員が確保されており、自家用車でのアクセスが容易である。また、整備予定場所は河岸段丘中段の眺望に恵まれた静かな場所であり、周辺に果樹園を主とした農地が広がっていることから、都市部から週末に農業を訪れる都市住民の滞在・農業体験に適した場所であると考えられる。 【資料 4－3：全体計画概要図】 【資料 4－4：整備予定地写真】
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	土地所有者との協議により、施設整備の工事着手予定である令和 7 年 7 月までに市民農園整備促進法の手続きを完了させ、村が用地を売買により取得する見通しがついている。 【資料 9 施設用地の確保の状況】
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	○	○	滞在型市民農園は、都市住民がほぼ毎週末に訪れ、各棟に付属する畑で農作業を行いつつ、農作業や他のイベント等を通して地元住民と交流を行うための施設であり、滞在するための簡易宿泊施設が必要である。 簡易宿泊施設は、実施要領別記 3 第 5 の 2 の（19）の基準（イ．都市と農山村の交流に真に必要な施設であり農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている、ウ． 1 部屋当たりの宿泊形態が

				家族で宿泊するための施設である、エ. 1 計画の宿泊室数が原則として10室以内である）を満たす必要がある。整備する施設は滞在型市民農園の利用者（資料 7 「利用計画書」のとおり、利用者は世帯単位で募集）が宿泊・滞在する施設のため、イ・ウは満たしているほか、簡易宿泊施設を10棟整備する計画予定であることから、エも満たしている。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	交付要綱別紙19別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	－		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	○	○	整備する施設の床面積は、 ・簡易宿泊施設 40㎡×10棟＝400㎡ ・交流施設 100㎡ であり、計 500㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。	○	○	延べ床面積 1 ㎡当たり29万円以内で交付対象事業費を算出し、超過分は事業実施主体である村で負担する。 附帯施設は除いて 1 ㎡当たり事業費を算出している （【資料 4：事業費積算表】参照）
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	－	－	地域連携販売力強化施設でないため、該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で	－	－	地域連携販売力強化施設でないため、該当なし

	あるか。			
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	—	—	地域連携販売力強化施設でないため、該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	—	—	地域連携販売力強化施設でないため、該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	交付金以外は村一般財源を充当する。一般財源の充当については、令和7年度予算の編成作業の中で、理事者を含め、財政部局と十分検討・調整を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	建物設計業務については、基本設計は公募型プロポーザル方式（提案競技）により行う。複数の設計業者から設計体制、実施方法、滞在型市民農園（クラインガルテン）に対する考え方、間取り、立面、設計パース等についての技術提案（イラスト、イメージ図等）をもらい、完成後の受入組織となる小委員会や地元住民で構成される審査委員会で審査の上、最も本事業に適すると判断した設計業者に基本設計を発注する（村単独事業）。実施設計業務（交付金対象）は基本設計を行った業者と随意契約する。 建設工事については、工期内の完成を目指すため簡易宿泊施設10棟、交流施設1棟を数工区に分割発注する予定であり、予定価格5,000万円以上の案件は一般競争入札とするが、5,000万円未満の工事については、村内規により地元業者育成の観点から村内関係業者を対象とした指名競争入札に付す。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	豊丘村において、豊丘村滞在型市民農園設置条例及び管理運営規則を制定し、必要な維持管理費を毎年予算計上し、適正に管理・運営を行う。 【資料10：維持管理計画書】
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、	○	○	本施設については収支計画を策定しており、収支の均衡がとれて

	事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。			いる。なお、本施設の収支計画について、小規模事業者の経営資源の内容・財務内容その他経営状況の分析等の経営診断、それに基づく事業計画の作成、実行に関する助言等を日々の業務として行っている豊丘村商工会経営指導員による経営診断を受けたところ、適正との結果であった。 【資料11：収支計画】 【資料11－2：商工会経営指導員について】 【資料11－3：経営診断結果】
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—	—	他の事業との合体施策ではない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—	—	他の事業への重複申請は行わない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—	—	生産振興を主たる目的とする施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—	—	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	—	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画（南信州地域）の改訂を令和7年1月に行う予定だが、その中に「滞在型市民農園（クラインガルテン）整備事業による交流人口増加」を記載するよう、計画主体の長野県と協議が整っている。 【資料12：中山間地農業ルネッサンス事業 地域別農業振興計画（南信州地域）】

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。